

斜里町新学校給食センター整備事業

プロポーザル募集要項

令和7年1月8日

斜 里 町

1. 募集要項の定義

「斜里町新学校給食センター整備事業」募集要項（以下「募集要項」という。）は公募型プロポーザルとして「斜里町新学校給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、提案者を対象に配布するものである。また、募集要項に添付する「斜里町新学校給食センター整備事業プロポーザル要求水準書」（以下「要求水準書」という。）及び「斜里町新学校給食センター整備事業プロポーザル事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という）は募集要項と一体のものとする。なお、募集要項等に記載のない事項については「募集要項等に関する質問書」で回答することとする。

2. 事業目的

学校給食には、児童生徒の心身の健やかな発達を支えるため、安全・安心な給食を安定的に提供することが必要なことであり、学校給食栄養基準に基づく栄養バランスを確保し、おいしく魅力ある給食を提供することが重要である。また、学校給食には、地産地消の推進や食に関する情報提供など、食を通じた地域の連携においても役割を担うことが求められている。

こうした学校給食の役割を適切に果たすためには、各種法令及び基準に適合した学校給食施設が必要となる。斜里町の現状の学校給食施設については、施設・設備等の老朽化が著しい状況や狭隘さに起因する衛生管理基準への課題、米飯給食の提供、食物アレルギーへの対応などの課題がある。学校給食の最大の責務である「安全で安心な給食の提供」を安定的に行うために、施設・設備・衛生管理の環境整備を実施するもの。

3. 事業概要

(1) 事業名称

斜里町新学校給食センター整備事業

(2) 事業方式

本事業は公募型プロポーザル方式を採用し、事業者が学校給食センターの設計・施工・調理業務・配送業務・維持管理業務を行うものである。(DBO方式)

(3) 事業予定地

斜里郡斜里町文光町 51 番地 5

(4) 計画条件

- ・鉄骨造 1,000 m²程度
 - ・配送先 保育所 2 所 小学校 2 校 中学校 1 校 義務教育学校 1 校
高校 1 校(希望者のみ)
 - ・最大提供食数 1,100 食程度
 - ・年間提供日数 喫食回数 220 回/年
(学校ごとに違いがある行事・休暇等含まないで算出した回数)
 - ・提供開始時期 令和 9 年 8 月中旬(予定)
 - ・主食(米飯設備)有り
- ※米飯は運営業者に委託するが、運営業者は付近の就労継続支援事業所に再委託すること。
- ・パン、麺、牛乳は別途委託業者へ発注後、学校給食センターへ一括配送
事業者がセンターにて学校別に仕分け後、事業者にて各学校へ配送

(5) 献立作成及び食材発注業務

- ・献立及び食材調達については、栄養教諭(道費負担職員)が行う。

(6) 事業スケジュール

事業スケジュールはおおむね以下のとおりとする。

スケジュール (予定)	内 容
令和7年4月上旬 令和7年4月中・下旬～令和8年3月下旬 令和7年4月上旬～12月下旬 令和8年5月中旬	解体工事仮契約の締結 解体工事 施設整備期間 (基本・実施設計) 議会に工事請負契約議案を提出 議決後本契約
令和8年5月下旬～令和9年7月中旬 令和9年6月中旬～8月中旬 令和9年4月上旬(新給食センターは8月中旬)	施設整備期間 (建設工事) 開業準備期間 調理・配送・維持管理業務期間

※調理・配送業務を令和9年4月からの契約とし、新給食センターが完成するまでの間、現在稼働している給食センターを使用し調理・配送業務を行うこととする。詳細については町と協議し決定することとする。

(7) 事業範囲

①施設整備業務

- ア) 事前調査業務及び関連業務
- イ) 各種認可申請等業務及び関連業務
- ウ) 地質調査業務
- エ) 設計業務 (基本設計 実施設計) 及び関連業務
- オ) 建設業務 (付帯施設及び外構) 及び関連業務
- カ) 解体工事業務 (中学校旧校舎) ※ダムウェーター設置工事を含む。
- キ) 厨房調理機器 調達・搬入設置業務
- ク) 厨房調理備品 調達業務
- ケ) 食器・食缶等 調達業務
- コ) 施設備品(事務機等)調達業務
- サ) 完成検査及び引渡し業務

②調理業務

- ア) 物資検収時の受け取り、格納、検温、検品業務
- イ) 主食 (米飯) 及び副食の調理業務 (下処理業務を含む)
- ウ) 原材料及び調理後の食品の保存食の採取及び保管業務
- エ) 食物アレルギー対応食調理業務
- オ) 配缶等業務
- カ) 食器食缶等・厨房調理機器・厨房調理備品の洗浄・消毒保管業務
- キ) 厨芥、残滓等の処理業務
- ク) 施設、設備及び機器の清掃、消毒、安全点検並びに記録業務
- ケ) 使用物品調達管理業務
- コ) 衛生管理業務
- サ) ボイラー運転管理業務 (設置する場合のみ)
- シ) その他機器の簡易な点検業務
- ス) 前各号に付帯する業務

③配送業務

- ア) 食器及び食缶配送及び回収業務
- イ) 配送用車両調達業務
- ウ) 配送車の車両日常点検・清掃・維持管理業務

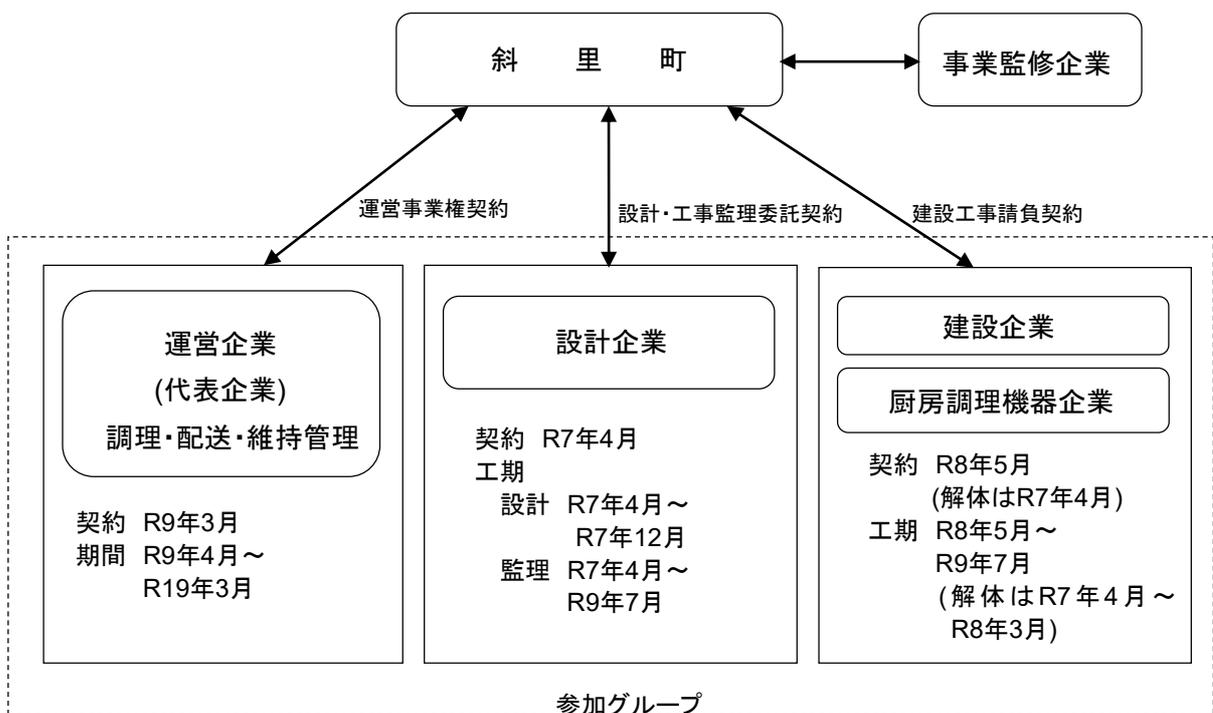
④維持管理業務

- ア) 建築物保守管理業務 (修繕業務含む)
- イ) 建築設備保守管理業務 (修繕業務含む)
- ウ) 附帯設備保守管理業務 (修繕業務含む)

- エ) 外構等保守管理業務(外構の修繕業務を含む)
- オ) 厨房調理機器・厨房調理備品・食器食缶等・施設備品保守管理業務(厨房調理機器の修繕業務、厨房調理備品の修繕・補充業務、食器食缶等の修繕・補充業務、施設備品の修繕業務を含む)
- カ) 防鼠害虫等検査駆除業務
- キ) 施設警備業務
- ク) 消防用設備等点検業務
- ケ) 自家用電気工作物保安管理業務
- コ) 除害施設管理業務(油分離槽洗浄清掃、濾過槽・スクリーンバケット洗浄清掃、油吸着剤交換、汚泥等運搬・処分) (設置する場合のみ)
- サ) ボイラー保守点検業務 (設置する場合のみ)
- シ) 塩素滅菌装置保守点検業務 (設置する場合のみ)
- ス) 冷凍冷蔵庫保守点検業務
- セ) 自動ドア保守点検業務
- ソ) 油分離槽水質検査業務
- タ) L P G強制気化装置保守点検業務 (設置する場合のみ)
- チ) 高所清掃業務
- ツ) 排水管等洗浄業務
- テ) 施設清掃業務
- ト) 受水槽・高架水槽・ホットウエルタンク清掃業務 (設置する場合のみ)
- ナ) 地下重油タンク清掃・圧力試験業務 (設置する場合のみ)
- ニ) ボイラーばい煙量等測定業務 (設置する場合のみ)
- ヌ) 電気料、上下水道料、ガス、重油等の施設運営に係る光熱水費負担業務(斜里町職員用を含む)
- ネ) その他維持管理に必要な関連業務

(8) 事業スキーム

事業スキームについては以下のとおりとする。



4. 事業者の選定

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の選定に当たっては、民間企業の提供しうるサービスや提示金額に対し、透明性・公平性・競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価し、総合評価方式にて事業者を選定する。

(2) 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の選定スケジュール（予定）は以下のとおりとする。

スケジュール（予定）	内 容
令和7年1月8日(水)	募集要項 要求水準書の公告
令和7年1月9日(木)～17日(金)	プロポーザル参加申込及び資格申請書受付
令和7年1月23日(木)	プロポーザル参加資格審査結果通知
令和7年1月24日(金)～27日(月)	募集要項・要求水準書に関する質問受付期間
令和7年2月3日(月)	質問に対する回答
令和7年2月4日(火)～14日(金)	提案書類の受付期間
令和7年2月下旬～3月上旬	提案書類に関するプレゼンテーション
令和7年3月上旬	審査委員会
令和7年3月上旬～中旬	審査結果通知
令和7年4月上旬	仮契約の締結

(3) 応募者の参加資格

ア) プロポーザル参加者の構成

①プロポーザル参加者の定義

プロポーザルに応募する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の構成については以下のとおりとする。

- a) プロポーザル参加者は斜里町の求める性能を備えた学校給食センターの設計・建設及び調理・配送・維持管理業務を管理運営することのできる企画力・信用・技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。
- b) プロポーザル参加者は以下により参加グループを構成するものとする。
 - ・調理、配送、維持管理業務運営企業（以下「運営企業」という。）
 - ・本施設を建設及び中学校旧校舎を解体する企業（設備施工業者を含め、以下「建設企業」という。）
 - ・本施設を設計監理する企業（以下「設計企業」という。）
 - ・本施設の厨房調理機器・厨房調理備品等を調達・搬入設置する企業（以下「厨房調理機器企業」という。）

②代表企業の選定

- a) 運営受託企業を代表企業とすること
代表企業は直接運営を行なう企業とすること。
- b) 代表企業は本プロポーザルの応募手続きや選定者となった場合の契約事務を含め、斜里町とグループ企業の調整・協議等における窓口役を行う他、本業務に係る参加グループ内全ての調整等の責任を負うものとし、斜里町への手続き等はすべて代表企業を通じて行われるものとする。

③構成企業の制限

構成企業には斜里町が別途発注する事業監修を実施する企業（以下「事業監修企業」という。）は業務を構成することはできない。

④複数応募の禁止

構成企業は他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

イ) プロポーザル参加者の共通資格要件

①構成企業の共通資格要件

プロポーザル参加者は以下の参加資格要件を満たすものとする。

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- ・ 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てをなされていないもの、または民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てをなされていないものであること。
- ・ 要求水準書の公表から事業者の選定が終了するまでの期間に、斜里町からの指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 斜里町の「入札参加資格者名簿」に登録されていること。ただし、本事業は民間ノウハウの活用を目的とするため、随時追加を受付ける。
- ・ 斜里町建設工事請負業者入札参加資格審査、指名等の基準に関する規程を満たすものであること。
- ・ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等により町が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

ウ) 構成企業の個別参加資格条件

① 運営企業（調理・配送・維持管理業務）

- ・ 受託開始期間として、平成 22 年 4 月～令和 6 年 3 月の間に調理能力 800 食以上道内の学校給食センター等調理業務受注実績があること。

② 建設企業

- ・ 建設業者は特定建設工事共同企業体であって、要件は下記の通りとする。
- ・ 全ての構成員は、斜里町における「建築工事」の競争入札参加資格が A 等級に格付されていること。
- ・ 構成員の数は、2 社又は 3 社以上であること。
- ・ 全ての構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が 2 年以上の単体企業であること。
- ・ 構成員のうち、代表者 1 社かつ構成員のうち 1 社は、斜里町に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ・ 他の構成員は、オホーツク総合振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）別記様式第一号又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
- ・ 全ての構成員は、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業者であること。
- ・ 構成員の代表者は、斜里町内において、過去 15 年間（平成 21 年度以降）に、元請として施工した次の実績を有すること。

ア 発注者：国、地方公共団体、建設業法施行令第 27 条の 13 に規定する公共法人、建設業法施行規則第 18 条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合

イ 構造：非木造

ウ 請負金額：3 億円以上

エ 種類：新築・改築・増築工事

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20 パーセント以上の場合のものに限るものとする。

- ・ 建設業法第 26 条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有し、当該建設工事着工日以前に 3 か月以上の雇用関係にある者を工事に専任で配置できること。
- ・ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

- ・参加する共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として参加する者でないこと。
- ③ 設計企業
- ・斜里町に指名願いの提出がなされていること。
 - ・建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っているものであること。
 - ・次の条件を満たす業務（平成22年4月1日以降に完了したものに限る。共同企業体により履行した場合は、代表構成員として履行したものに限る。）の履行実績を元請として有していること。
 - ア 発注者：国、地方公共団体、建設業法施行令第27条の13に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合
 - イ 構造：非木造
 - ウ 用途：学校給食センター800食以上の実施設計業務（道内）
 - ・次の条件を満たす技術者が設計業者の組織に属していること。
 - ア 管理技術者は一級建築士であること。
 - イ 主任技術者は一級建築士または二級建築士であること。
- ④ 厨房調理機器企業
- ・竣工年月において、平成25年4月～令和6年3月の間に調理能力800食以上の供給能力を持つ学校給食センターへの厨房機器納入実績（道内総合物件のみ）があること。

5. プロポーザル参加手続き

(1) 参加申請

参加を希望する事業者は関係する以下の書類を提出すること。

- ① 提出期間 令和7年1月9日（木）9時から
令和7年1月17日（金）16時45分まで
- ② 提出書類 募集要項に添付した以下の書類を提出すること。
 - ・プロポーザル参加申込書（様式2）
 - ・構成企業 実施体制表（様式3）
 - ・構成企業 会社概要書（様式4）
 - ・一級建築士事務所登録証明
 - ・特定建設業許可証明
 - ・参加企業の実績表
（食数を証明するもの及び契約書または注文書の写しを添付すること。）
- ③ 提出方法 提出場所へ持参
- ④ 提出場所 斜里町学校給食センター
- ⑤ 参加資格審査結果通知は令和7年1月23日（木）までに文書送付によって通知する。

(2) 質問・回答

募集要項・要求水準書等に関する質問は次のとおり受け付ける。

- ① 提出期間 令和7年1月24日（金）9時から
令和7年1月27日（月）16時45分まで
- ② 提出書類 募集要項に添付した「募集要項・要求水準書等に関する質問書（様式1）」に必要事項を記入すること。
- ③ 提出方法 提出場所へ電子メール(データ)にて提出すること。
- ④ 提出場所 斜里町学校給食センター
住 所：北海道斜里郡斜里町文光町29番地2
T E L：0152-23-2548

F A X : 0152-23-4951

E-mail : shk.kyuusyoku@town.shari.hokkaido.jp

⑤ 質問回答 令和7年2月3日(月)16時45分までに電子メールにて回答する。

6. 提案書について

(1) 提案書の提出

参加資格審査結果通知により、審査に合格した事業者は提案書を以下の要領で提出すること。

- ①提出期間 令和7年2月4日(火)9時から
令和7年2月14日(金)16時45分まで
- ②提出書類 以下の書類を提出すること。
 1. 提案書(様式5)
 2. 配置図(任意様式 A3 1枚)
 3. 平面図(任意様式 A3 2枚以内)
 4. 立面図(任意様式 A3 2枚以内)
 5. 断面図(任意様式 A3 2枚以内)
 6. 外観図(任意様式 A3 1枚)
 7. 設計概要・仕上表(任意様式 A3 2枚以内)
 8. 建物の設計、施工、調理業務及び維持管理の考え方
 - 8-①設計(任意様式 A3 2枚以内)
衛生管理への考え方
ライフサイクルコストや環境負荷低減への配慮設計の工程
 - 8-②施工(任意様式 A3 3枚以内)
工程表及び工期短縮の考え方
工事中の安全管理の考え方
品質管理への考え方
 - 8-③厨房調理機器、厨房調理備品(任意様式 A3 8枚以内)
厨房調理機器リスト(品名・型式・数量・仕様)
厨房調理備品リスト(品名・型式・数量・仕様)
主要厨房機器・調理備品の特徴
 - 8-④調理、配送業務(任意様式 A3 5枚以内)
運營業務における衛生管理の考え方
食の安全を確保するための取り組みについて
運営実施体制、責任者の配置等について
衛生管理・異物混入に対する具体的な方策
アレルギー対応食の提供について
配送回収業務等について
 - 8-⑤維持管理(任意様式 A3 1枚)
維持管理費削減の工夫
 9. 構成企業の納入実績(任意様式 A3 2枚以内)
平成25年以後、主たる同業種または類似業種実績を記載すること。
 10. 業務実施体制(任意様式 A3 1枚以内)
 11. 事業費見積書(様式6)
 12. 2～8の概要版(任意様式 A3 2枚以内)
- ③提出部数 8部 正本1部(企業名記名有り) 副本7部(企業名無し)
- ④提出方法 提出場所へ持参
- ⑤提出場所 斜里町学校給食センター

(2) プレゼンテーションの実施

提出者に対して提案書の内容に関するプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは以下の要領で実施する。

- ① 実施日時 令和7年2月下旬～3月上旬
- ② 開催場所 斜里町内施設
- ③ その他

- ・スクリーンは斜里町で準備するが、パソコンとプロジェクターは提案者で用意すること。
- ・提案者の会場への入室は7名以内とすること。
- ・提案者は提案書に記載されたこと以外の書類を配付することはできない。
- ・プレゼンテーションは以下の時間配分で実施する。

機材の準備 : 5分

事業者からの説明 : 20分

質疑応答 : 40分（場合によって延長する場合があります。）

7. 審査及び結果について

(1) 審査及び選定に関する手順

事業者選定にあたり、斜里町が「斜里町新学校給食センター整備事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は評価項目（別紙）に記載される事項について審査し、事業者選定に関する評価と審査を行う。

最も点数の高い提案者を優先交渉権者とする。

(2) 採点表

採点表は非公表とする。

(3) 選定結果の通知

選定結果は所定の手続きを経た決定後、提案者に対して書面により速やかに通知する。

(4) 選定結果の無効

次のいずれかに該当する場合、提案者の参加を無効とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 受付期間を過ぎて提出された場合
- ③ 軽微な誤字脱字を除く重要な記載ミスがある場合

8. 契約について

(1) 契約の締結

① 設計内容の協議

優先交渉権者決定後、基本的事項に関する合意書を締結の上、直ちに設計（基本設計・実施設計）を行う。

② 契約の締結

斜里町は、代表企業との間で事業全体の基本合意書を締結する。

斜里町は、設計企業との間で「設計業務」の契約を締結する。

斜里町は、建設企業との間で「建設・解体業務」の仮契約を締結する。

斜里町は、運営企業との間で「調理・配送・維持管理業務」の契約を締結する。

建設・解体業務、及び調理・配送・維持管理業務は、議会議決を得た後に、本契約を締結する。

(2) 事業契約の枠組み

① 契約当事者

斜里町及び代表企業

② 締結時期

設計業務	令和7年4月上旬
監理業務（解体含む）	令和7年4月中旬
解体業務	令和7年4月中旬
建設業務	令和8年5月下旬
調理・維持管理業務	令和9年3月上旬

- (3) 契約期間
- | | |
|----------------|-------------------------|
| 設計業務 | 令和7年4月上旬から令和7年12月下旬 |
| 監理業務（解体含む） | 令和7年4月下旬から令和9年7月中旬 |
| 解体業務 | 令和7年4月中旬から令和8年3月下旬 |
| 建設業務 | 令和8年5月下旬から令和9年7月中旬 |
| 調理・配送・維持管理業務期間 | 令和9年4月上旬から令和19年3月まで（予定） |
- (4) 事業契約、業務契約の概要
詳細は契約書で規定する。
- (5) 契約金額の変更
要求水準書に記載されない事項、給食条件の変更が発生した場合の契約金額は別途協議とする。
- (6) 契約書
契約書（案）は非公表とし、落札事業者と協議とする。

9. その他留意事項

- (1) 募集要項の承諾
応募者は「プロポーザル参加申込書」の提出をもって募集要項等の記載内容を承諾したものとす。
- (2) 費用負担
本プロポーザルの応募、提案書の提出に関して発生した費用は、すべて当該応募者の負担とする。
- (3) 審査書類の取扱い
応募者の審査書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属する。ただし、斜里町が当該応募者の審査書類を公表、展示その他、斜里町が本事業に関して必要と認められる用途に用いる限りにおいて、応募者は斜里町がこれを無償で利用することを許諾する。
- (4) その他
様式1から様式4については統一様式とするので、参加申請を提出時に斜里町よりCDデータにて受け取ること。
- (5) 募集要項に関する問い合わせ先
斜里町学校給食センター
住 所：北海道斜里郡斜里町文光町29番地2
T E L：0152-23-2548
F A X：0152-23-4951
E-mail：shk.kyuusyoku@town.shari.hokkaido.jp